

10月は行政書士制度広報月間です

岡山県行政書士会

岡山県行政書士会は、会員である行政書士が取り扱う各種業務例えば、官公署に提出する許可・登録申請、遺言・相続に関すること、そのほかいろいろな契約、届出などの相談、書類の作成や、本会が行う無料相談会や自転車事故に限る裁判外の紛争解決の社会貢献事業について広報活動に積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与することにより、行政書士制度の普及・浸透を図り、行政書士の役割について住民の方々に理解を深めていただくとともに、行政書士を身近な相談相手『街の法律家』として活用していただけることを願っています。

次のとおり、面談と電話による無料相談会を開催します。お気軽にご利用ください。

1. 開催日時：平成29年10月4日（水）から6日（金）まで
いずれも10：00～16：00
2. 開催会場：岡山県行政書士会館
〒700-0822 岡山市北区表町三丁目22番22号
3. 電話及び面談による相談【予約は、不要です。】
電話による相談受付 086-222-9111（代表）
ただし、通話料は相談される方のご負担となります。
面談による相談受付 先着順。最終受付時刻：15時30分です。
4. 相談受付内容
 - 1) 10月4日（水）：官公署への各種許認可申請、遺言・相続
 - 2) 10月5日（木）：遺言・相続、著作権、成年後見
 - 3) 10月6日（金）：外国人の出入国関係（ビザ、帰化など）、遺言・相続

そのほかに、次のとおり無料相談会を開催していますので、お気軽にご利用ください。

1. 「日限の縁日」出前無料相談会
 - ・日 時：平成29年10月23日（日）15：00～19：00
 - ・会 場：岡山市北区表町三丁目 千日前商店街
 - ・相談内容：遺言・相続などの身の回りの相談ごと
2. 倉敷市役所
 - ・開催日時：平成29年10月16日（月）13：00～16：00
 - ・開催場所：倉敷市役所 1階 生活安全課
 - ・相談内容：遺言・相続、著作権、外国人の出入国
3. 岡山市役所
 - ・開催日時：平成29年10月25日（水）13：00～16：00
 - ・開催場所：岡山市役所 7階 大会議室控室
 - ・相談内容：遺言・相続、著作権、外国人の出入国

次の相談会へ、相談員（行政書士）を派遣していますので、お気軽にご利用ください。

1. 岡山行政評価事務所主催の「一日合同相談所」

第1回

ア 日 時：平成29年10月16日（月）10：00～15：00
イ 場 所：岡山市役所 7F 大会議室

第2回

ア 日 時：平成29年10月18日（水）10：00～15：00
イ 場 所：津山市役所 2F 大会議室

第3回

ア 日 時：平成29年10月20日（金）10：00～15：00
イ 場 所：倉敷市役所 10F 大会議室

行政書士制度

行政書士は、許認可・登録申請、遺言や相続、いろいろな契約、届出などの相談や書類の作成をサポートしています。

岡山県行政書士会は、会員である行政書士が取り扱う各種業務や本会が行う社会貢献事業（無料相談会や自転車事故に限る裁判外の紛争解決）について広報活動に積極的に取り組み、行政手続の円滑な実施に寄与することにより、行政書士制度の普及・浸透を図り、行政書士の役割について住民の方々に理解を深めていただくとともに、行政書士を身近な相談相手『街の法律家』として活用していただけることを願っています。

「行政書士制度」について説明します。

1 行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。（行政書士法第1条の2、第1条の3 行政書士の業務）

- (1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）
その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること
- (2) 官公署に提出する書類について、その提出の手續及び当該官公署に提出する許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において当該官公署に対してする行為（弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること
- (3) 契約その他に関する書類を代理人として作成すること
- (4) 行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること



全国行政書士会 公式キャラクター
「ユキマサくん」

※ 上記のうち（1）の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません。
（法第19条第1項）

※ 行政書士法人は、上記（1）から（4）の業務のほか、定款で定めるところにより、行政書士が行うことができる業務のうちこれらに準ずるものとして総務省令で定める業務を行うことができます。（法第13条の6、行政書士法施行規則第12条の2）

2 行政書士となるには、行政書士試験に合格するなど、一定の資格を得た上で、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会の登録を受けることが必要です。

（法第6条、第6条の2 行政書士登録）

◆ 行政書士となる資格を有する者（法第2条）

- (1) 行政書士試験に合格した者
- (2) 弁護士となる資格を有する者
- (3) 弁理士となる資格を有する者
- (4) 公認会計士となる資格を有する者
- (5) 税理士となる資格を有する者
- (6) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人又は特定地方独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して20年以上（学校教育法による高等学校を卒業した者などにあつては17年以上）になる者



※ 登録を受けた行政書士が共同して行政書士法人を設立した場合も、各都道府県の行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に届け出る必要があります。

（法第13条の10）

【日本行政書士会連合会】 <http://www.gyosei.or.jp/>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目1-28 虎ノ門タワーズオフィス10階

TEL：03-6435-7330（代表）

3 行政書士試験は、総務大臣が定めるところ（平成11年自治省告示第250号）により都道府県知事が行うこととされていますが、総務大臣の指定する者（指定試験機関）に委任することができ、現在は指定試験機関である（財）行政書士試験研究センターが全国統一試験を年1回（毎年11月第2日曜日）実施しています。（法第3条、第4条 行政書士試験）

【（財）行政書士試験研究センター】 <http://www.gyosei-shiken.or.jp/>

〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館3階

TEL：03-3263-8050（代表）

4 行政書士及び行政書士法人に対する懲戒処分並びに行政書士会に対する監督は都道府県知事が行い、日本行政書士会連合会に対する監督は総務大臣が行うこととされています。

（法第6章、第7章）

